

# 産前産後期間相当分（4か月分）の国民健康保険料が減額されます！

## 対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産された国民健康保険被保険者の方が対象です。  
妊娠85日（4か月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）。
- 出産予定日の6か月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

## 国民健康保険料の減額方法

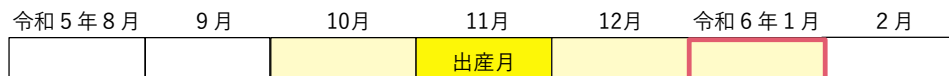
- その年度に支払う保険料の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。



※産前産後期間相当分の所得割保険料と均等割保険料が年額から減額されます。産前産後期間の保険料が0になるとは限りません。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3か月前から6か月相当分が減額されます。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険料が減額されます。



※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険料が減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

・・・対象期間

- 保険料が減額された場合、払いすぎになった保険料は還付されます。

## 届出に必要な書類

- ① 産前産後期間に係る保険料減額届出書
- ② 届出書添付書類（例：母子健康手帳など）
- ③ 本人確認書類（例：国民健康保険被保険者証、マイナンバーカード、運転免許証、在留カードなど）

※出産後に届出を行う場合、親子関係を明らかにする書類が必要です。

問合せ 板橋区役所 国保年金課 国保資格係 03-3579-2406

- 対象者や必要書類、届出方法など、詳しくは区ホームページをご覧ください。

